

社会福祉法人まどか保育園 役員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まどか保育園（以下「本法人」という）定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員の理事および監事、および評議員（以下「役員等」という）の報酬等について必要な事項を定める。

(役員等報酬)

第2条 本法人の役員等報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 本法人の理事会、定時の監事監査、評議員会に出席した場合、また法人および施設の指導検査への立会および運営状況の指導または監査の業務にあたった場合、出席役員等への費用弁償費支払いはしない。

本法人の理事会、定時の監事監査および評議員会に出席した場合、また法人および施設の指導検査への立会および運営状況の指導または監査の業務にあたった場合の費用弁償費

費用弁償（日額）	0 円
----------	-----

2 理事長の指示または理事会の委任を受け、前項以外の法人業務旅行（研修研究等）を行う場合、費用弁償費（出張旅費）を支払うことができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(旅行命令)

役員の旅行は、旅行命令によるほか、会議招集権者の発する招集通知によることができる。

(費用弁償費の種類)

第4条 費用弁償費の種類は、交通費、日当および宿泊料とする。

- (1) 交通費は、最も経済的な通常経路および方法により旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。
- (2) 鉄道賃は、乗車賃および急行料金（特急・座席指定・寝台を含む）とする。
- (3) 船賃、航空賃は定額の運賃とする。
- (4) 車賃は、バスの定額運賃とする。
- (5) 日当および宿泊料は下表のとおりとする。半日出張の場合、日当は半額とする。

区分		
日当・ 1日につき	・旅行行程50キロメートル以上	2,500 円
	・旅行行程が、5キロメートル未満で業務時間が4時間以上の場合 ・旅行行程が5キロメートル以上で50キロメートル未満の場合 (ただし、業務時間が短時間の場合には、理事長の判断により支給しない場合もある。)	1,250 円
宿泊料・ 一泊につき	・県外	13,000 円
	・県内	11,000 円

- (6) 自家用車による町外出張の場合、1キロメートルにつき35円とする。
- (7) パック利用の場合は全額実費支給し、往復割引等を利用した場合は運賃のみ実費で、宿泊料は第5号の規定の金額を支給する。

(費用弁償費の請求手続)

第5条 費用弁償費の支給を受けようとする者は、旅費請求書に必要な書類を添付して、支出命令者に提出しなければならない。

(費用弁償費の支払いおよび精算)

第6条 費用弁償費は、出張命令期間終了後、通貨にて相当額を請求者に支払う。ただし、必要に応じて、出発前にその概算額を仮払いすることができる。この場合出張した役員等は帰任後、旅費等の精算をしなければならない。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務時間を除く法人業務出張旅行に限り、この規程を適用することができる。

(本規程の改廃)

第8条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。